

保推第1225号
平成22年10月5日

各（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様
各（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部高齢者施策推進課長

地域密着型サービスの運営に関する基準等の改正について（通知）

標記について、高齢者施設における非常災害対策の強化のために、厚生労働省において、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」並びに「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」が改正されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

**1 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、
「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正内容について**

（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者、（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害対策に関する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の改正内容について

（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所は、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるように努めなければならない。

そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。

訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

消防法施行令においてスプリンクラー設備の設置が規定されていない275㎡未満の（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所においても、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

【問い合わせ先及び連絡先】

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部高齢者施策推進課
在宅サービス指導係 担当：黒木、古賀
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
TEL：711-4257 FAX：726-3328
E-mail：kaigo-shido@city.fukuoka.lg.jp